

諮問日：令和3年11月25日（令和3年度（検審個）諮問第1号）

答申日：令和4年3月1日（令和3年度（検審個）答申第1号）

件名：札幌検察審査会における特定の審査事件についての保有個人情報の不開示
判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

札幌検察審査会が特定日に議決した特定の事件番号の審査事件に関連して、「札幌検察審査会が保有・作成している資料（書類・画像・動画、その他全て）の中で、開示申出人の個人情報に該当する全て（以下「本件対象個人情報」という。）」の開示の申出に対し、札幌検察審査会（以下「諮問庁」という。）が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いについて」（以下「基本申合せ」という。）記第4に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和3年7月30日付けで原判断を行ったところ、基本申合せ記第7の1に定める苦情が申し出られ、基本申合せ記第7の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

全部不開示とする判断は正当性を欠くため、原判断を取り消して開示可能な情報の開示を改めて求める。

今回の保有個人情報開示申出は、審査申立人本人によるものであるから、申立日や議決日を既に把握しており、検察審査会が適切に審査を行っている限り、審査申立人に関する一定の個人情報文書が作成、保有されていることは自明であり、存否を明らかにしないで不開示とする正当性はない。また、仮に不開示であっても、存否応答拒否とすることに正当性はない。

第4 諮問庁の説明の要旨

- 1 事件番号で特定された審査事件が特定の議決日に終局したという事実の有無に係る情報は、仮にその事実が存在する場合、受理日等に関する情報を照合するなどして、特定の審査事件の審査期間を推測され、その長短により無用の批判や詮索を招き、審査会議における自由闊達な審査活動が阻害されるおそれがあるから、開示することにより検察審査会議の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条7号に相当）である。

したがって、本件対象個人情報の存否を答えると、法14条7号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになる。

- 2 (1) 苦情申出人は、開示申出人が審査事件の審査申立人であって、申立日や議決日を把握しており、審査会議が開かれた事実や審査の中で審査申立人に関する一定の個人情報が記載された文書が作られ、検察審査会が保有していることは自明のことであるから、本件対象個人情報の存否を明らかにしないで不開示とするのは正当性がなく、仮に不開示とする必要があるとしても、上記理由には正当性がないと主張するが、法令の規定により又は慣行として開示申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるからといって、検察審査会議の適正な遂行に支障が生ずるおそれがなくなるものではなく、法14条7号には、同条2号ただし書イに相当する除外規定はない。
 - (2) また、苦情申出人は、法13条3項に準じて、対象を限定するような補正を促せば全面不開示を回避できると主張するが、開示申出人が、議決日と事件番号で特定された審査事件に係る情報の開示を求めていることからすれば、開示申出人の個人情報が記載された文書の対象を限定しても、1のとおり、法14条7号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになる。
- 3 よって、苦情申出人の主張に理由はなく、本件対象個人情報について、その

存否を明らかにしないで不開示としたものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年11月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月22日 審議
- ④ 令和4年3月1日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象個人情報、札幌検察審査会が特定日に議決した特定の事件番号の審査事件に関連して、「札幌検察審査会が保有・作成している資料（書類・画像・動画、その他全て）の中で、開示申出人の個人情報に該当する全て」である。

原判断は、その存否を明らかにしないで不開示とし、諮問庁は、事件番号で特定された審査事件が特定の議決日に終局したという事実の有無に係る情報は、仮にその事実が存在する場合、受理日等に関する情報を照合するなどして、特定の審査事件の審査期間を推測され、その長短により無用の詮索や批判を招き、審査会議における自由闊達な審査活動が阻害されるおそれがあり、開示することにより検察審査会議の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある情報に相当するから、本件対象個人情報の存否を答えると、法14条7号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると説明する。

検察審査会法26条は、審査会議非公開の原則を定め、審査会議における自由な審査活動を保障している。審査期間が公になれば、その長短を巡って無用の詮索や批判を招くおそれがあり、それは普通の市民である検察審査員に大きな精神的負担を与えかねないし、ひいて審査期間の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生ずるおそれも否定できない。

本件対象個人情報の存否を答えると、特定の審査事件が特定日に議決された事実の有無が明らかになると認められ、そうすると他の情報と照合することに

より、事件の審査期間等を推認させることになると考えられる。その結果、上記のとおり、今後の審査活動において、公開しないで行うこととされる審査会議における活発な議論が損なわれるおそれがあり、これは検察審査会法26条の趣旨に反するものである。

したがって、事件番号で特定された審査事件が特定の議決日に終局したという事実の有無に係る情報は、審査事務の性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障が生ずるおそれがある情報として、法14条7号に規定する情報に相当するものである。

2 これにつき苦情申出人は、本件開示申出が審査申立人自身によるもので、審査申立人は、申立日や議決日を把握しており、審査会議が開かれた事実や審査申立人に関する一定の個人情報に記載された文書が作られ、検察審査会が保有していることは自明のことであるから、本件対象個人情報の存否を明らかにしないで不開示とするのは正当性がないと主張する。しかし、開示申出人が知る情報かどうかにより、審査事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれが変わるものではなく、また、法は14条7号の規定にあっては、同条2号の規定と異なり、開示申出人が知ることができる又は知ることが予定されている情報かどうかにより例外とする区別を設けていないので、開示申出人が誰であるかにより、その結論が変わるものではない。

3 また、苦情申出人は、法13条3項に準じて、対象を限定するような補正を促せば全面不開示を回避できると主張するが、開示申出人は、議決日と事件番号で特定された審査事件に係る情報の開示を求めており、対象を限定したとしても、1で述べた判断は同様になる。

4 したがって、本件対象個人情報の存否を答えるだけで、法14条7号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められ、諮問庁の説明にも不合理な点は見受けられない。

以上の次第であって、本件対象個人情報について、その存否を明らかにしな

いで不開示とした判断は妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 角 田 正 紀

委 員 神 田 安 積

委 員 野 口 貴 公 美